

活動制限令下に関する良くある質問 運輸省 NO 2

陸上交通

1. 活動制限令下においても、運輸省傘下の部局（道路交通局、陸上公共交通局、サバ商用自動車免許局、サラワク商用自動車免許局）のカウンターサービスは提供されていますか？

道路交通局、陸上公共交通局、サバ州商用自動車免許局及びサラワク州商用自動車免許局の全てサービスカウンターは、2020年3月20日から活動制限令が終了するまで閉鎖されます。郵便局における道路交通局のサービスもこの期間は停止されます。

しかしながら、この期間、運輸大臣は、1987年道路交通法第66条に基づき、全ての運転免許更新が必要な人々は特別な免除の対象とされます。この措置は3月25日から有効です。

これにより、有効期限を切れた運転免許の所有者は、有効な保険があり、保険証明書のコピーもしくは電子コピーを携帯すれば、活動制限令下においても自分の車を利用できます。

運転免許証は、活動制限令が終了した後30日以内に更新しなければなりません。

なお、法の規定により、全ての商用車及び私用車の所有者は、活動制限令下であっても、有効な保険に加入しなければなりません。

2. 活動制限令下においても、自動車学校における授業やテストは継続されますか？

自動車学校及び電子サービスセンターにおける全てのコース、自動車教習カリキュラム、運転練習、学科試験及び運転試験は、活動制限令が終わるまで延期されます。

電子サービスカウンターの更新情報は <https://www.myeg.com.my/> にて提供されます。

3. 活動制限令下においても、道路交通局の法執行活動は継続されますか？

法執行活動は道路利用者の安全のため通常通り継続されます。道路交通局の全職員が感染防止のために適切な手段を講じたうえで、業務を行います。

4. 活動制限令下においても、商用者への定期的な車検及び私用車への自発的車検は PUSPAKOM で行われていますか？

PUSPAKOM の検査センターは国内すべてで、道路交通局の閉鎖に伴い、3月20日から別途通知される日まで、閉鎖されます。My PUSPAKOM を通じて受付済みの顧客に対しては全て自動的に返金されます。

商用車運転免許(GDL)の更新申請に、健康診断レポートともに PUSPAKOM の承認が必要という問題に関しては、活動制限令下では商用運転免許の更新必要性が免除されることから、2020年3月25日以降は、問題にはなりません。しかしながら、商用車オーナーは、活動制限令解除後30日以内に、道路税(Road Tax)の更新及び承認文書の要件に従う必要があります。

5. 活動制限令下においても、PUSPAKOM における自動車関連業務(Motor Vehicle Trade License:車両の製造、販売、修理、輸出入に関する免許)免許申請は運営されていますか

PUSPAKOM における、自動車関連業務免許の申請サービスカウンターは3月20日以降閉鎖されています。

6. 活動制限令下においても、バス、タクシー、配車アプリ(Grab, MyCar 等)は営業を継続していますか。

2020年3月23日の防衛大臣の声明に基づき、3月25日以降、国内全ての公共交通機関は午前6時～午前10時及び午後5時～午後10時のみ運営が認められます。これにより無料バス、路線バスはこの指示に基づき運行されます。タクシーと配車アプリに関しては通常通りに、定められたガイドラインに基づき運行が継続されます。

7. もし、バス、タクシー及び配車アプリサービスが継続されるのならば、運営会社はクアラルンプール～セランゴール等の州境をまたぐサービスを提供するための許可を取得する必要がありますか。

本件に関しては、警察の指示に従って下さい。

8. 公共交通機関の駅等のターミナルにおいては、体温検査が実施されますか。

公共交通機関のターミナル運営事業者は、出発ホール・入口・出口を通る前に、全ての乗客が体温検査を受けるようにしなければなりません。

9. 乗客が体温検査にて、体温が高いと判断された場合でも、公共交通機関を利用できますか。

体温検査の基準を上回った乗客は公共交通機関の利用が認められません。

10. 全ての公共交通機関で消毒液は利用できますか。

政府は公共交通運営事業者に対して、必要な衛生環境を保つこと、その一環としてチケットカウンターやターミナル出入り口での消毒液の提供を検討することを求めています。

11. 公共交通運営事業者は、公共交通車両の消毒をどの程度の頻度で行いますか。

公共交通運営事業者は、ドア・椅子・支持棒のような人が接触する部分を定期的な清掃及び感染防止作業を行われればなりません。

12. 物流事業者の道路移動は禁止されていますか。

保健省による、2020年3月18日～31日有効な、感染症防止2020によると、活動制限令下における、自動車の運転に関する禁止条件はありません。

このため、道路交通局は、活動制限令期間中に貨物車両の移動に関して禁止令を発していません。これは道路交通局が、貨物車の日用品輸送のための道路移動は必要不可欠な(essential)サービスに含まれると判断しているためです。

しかしながら、活動制限令期間における、貨物輸送に関しては、警察の指示に従ってください。

13. 運輸省は、活動制限令下において運用可能な貨物の種類や物流会社の種類に関して何らかの情報を発出しますか。

活動制限令に従い、COVID-19の管理は国家安全保障会議の権限となります。このため、全ての通知は国家安全保障会議から発出されます。正確な情報に接するために国家安全保障会議のウェブサイトや公式テレグラムのFAQに従うことが推奨されます。

14. 活動制限令下において、配送センター/倉庫の運用条件はありますか。

政府は配送センター/倉庫に関して運用の制限を設けておりません。これは、配線センター/倉庫の運用は活動制限に従う必要がないことを意味します。ただしこれらの産業も保健省の勧告に従うよう要請されています。

15. 活動制限令下において、港湾における、運送代理店や船舶代理店は営業可能ですか？

港湾の運営は通常通りです。つまり、運送代輪点や船舶代理店も通常通りに営業が可能です。

16. 活動制限令下において、マレーシアへの陸上貨物による国境輸送(輸出、輸入、積み替え)

は可能ですか？

国家安全保障会議(NSC)の規定に従います。

17. シンガポールとの国境輸送に関する日常の運転手や車両の移動等を含む貨物輸送の条件は何ですか？

国家安全保障会議(NSC)の規定に従います。

18. バス乗車券の返金は可能ですか？

バス乗車券に関する全ての問い合わせは乗車券発行会社にお問い合わせください。

19. 活動制限令は、ETS や KTM コミューターの運用にも影響しますか？

ETS 及び KMT コミューターは 3 月 25 日以降、午前 6 時～10 時及び午後 5 時(※)～10 時に運行時間が制限されます。(※ラマダン期間中は午後 4 時より運行されています。)

20. プラサラナ社が運営する鉄道サービスは、活動制限令下でも運行が継続されますか？

LRT、MRT 及び KL モノレールの全てのサービスは 3 月 25 日以降、午前 6 時(※)～10 時及び午後 5 時～10 時が運行時間となります。(※ラマダン期間中は午後 4 時より運行されています。)

21. プラサラナは駅及び鉄道の運行に際して、感染防止のためのどのような措置を取りますか？

LRT、MRT 及びモノレール駅の、コンコース、プラットフォーム、乗客カウンターにおいて、消毒液が提供されます。プラサラナは、各駅のエレベーターや乗車券販売機の洗浄を頻度を増加させます。

22. 電車内の消毒はどの程度の頻度で行われますか？

LRT、MRT 及びモノレールの全車両はピーク時間外に 1 日 1 回洗浄されます。またピーク時間においても、終着駅において社内施清掃を実施します。

23. プラサラナ社の現場職員はどのような感染防止措置をとりますか？

全ての駅職員はマスク及びゴム手袋を着用します。また毎日業務開始前に全職員の体温検査を実施します。

24. 活動制限令下において、空港線は運行されますか？

KLIA エクスプレス及び KLIA トランジットは、3 月 25 日以降、午前 6 時～10 時及び午後 5 時～10 時が運行時間となります。

25. 空港線の駅及び社内における感染防止のためのどのような取り組みを行いますか？

空港線は以下のような取り組みを実施します。

- 全てのチケットカウンターに消毒液を準備します。
- エスカレーター、階段、エレベーター、乗車券販売カウンター及び乗車券販売機を含むすべての表面や手すりの清掃・消毒頻度を上げます。また、症状がみられる乗客に対してマスクを提供します。
- 毎晩、電車内の表面及び取っ手の消毒をし、座席を蒸気で清掃します。

26. 空港線の現場職員はどのような感染防止措置をとりますか？

以下のような措置を取ります。

- 全ての現場職員は、マスクを着用し、消毒液が提供されます。
- 始業前に体温チェックを行います。
- 全職員は、感染防止のため一定の距離を開けることを心がけます。

航空

27. プライベート航空の運行は許可されていますか？

プライベートジェットの運行は可能です。しかしながら、外国人の入国及びマレーシア人の出国は入国管理局の規定により禁止されています。

28. 活動制限令下において、空港は営業していますか？

はい。活動制限令においても空港は重要な国家サービスに分類されています。

29. 活動制限令下において、ビジネスサービスやレストランは営業していますか？

活動制限令により、薬局・スーパーマーケット・コンビニエンスストアにおける許可された品物の販売だけが認められています。ただし店内飲食は禁止されており、持ち帰りのみが許可されています。

30. 空港から/への移動に公共交通機関は利用可能ですか？

はい。公共交通機関はエッセンシャルサービスに分類されています。しかしながら、運行頻度は削減されていますので、最新のスケジュールを、サービス提供会社にご確認ください。

運輸省

2020年3月26日